

介護予防短期入所生活介護の基準検討結果(共通項目以外)

2 個別事項

【居住系サービス】

項 目		委任の 類 型	検討内容	市の考え方
(1) 設備に関する事項(介護予防短期入所生活介護)				
① 居室定員(介護予防短期入所生活介護)				
	○従来型	参 酌	【国省令】 居室の定員は「4人」以下とすること。	【市基準(案)】 ●国省令どおり 【理 由】 居室定員を増やすことは、処遇の質の低下が懸念されるため、現状どおりとする。
	○ユニット型	参 酌	【国省令】 1ユニットの利用定員「おおむね10人以下」	【市基準(案)】 ●国省令どおり 【理 由】 居室定員を増やすことは、処遇の質の低下が懸念されるため、現状どおりとする。
	② 廊下の幅	参 酌	【国省令】 廊下の幅は、1.8m以上、中廊下の幅は、2.7m以上	【市基準(案)】 ●国省令どおり
(2) その他共通項目以外の項目				
	① 環境保全等への取り組み		省エネルギー対策、県材利用、地場食品利用の推進等の規定を新たに設けるか。利用者のサービス向上につながる環境保全等への取り組みを新たに設けるか。	条例では規定を設けず、指導指針・要綱等で規定するに止める。